

令和3年4月5日

松山河川国道事務所河川管理課

重信川・石手川を見守って

～令和3年度河川愛護モニター決まる～

日常生活の範囲で知り得た重信川、石手川に関する情報を、河川管理者に報告していただく河川愛護モニター委嘱式を開催します。

・河川愛護モニターとは、日常生活の範囲で知り得た重信川、石手川に関する情報を、河川管理者に報告していただくことが主な業務で、

◆河川整備、河川利用、河川環境等に関する地域の声の情報

◆ゴミの投棄や、河川流水の異常発見の情報

◆河川の利用状況（スポーツ、行楽、イベント等）の情報

などについて、報告していただきます。

・重信川及び石手川の国が管理する区間で、別紙のとおり公募し、最終的に9名の方を河川愛護モニターとして委嘱することとしました。

1. 日時：令和2年4月8日（木）10時00分～11時30分（予定）

2. 場所：松山市土居田町797-2

国土交通省松山河川国道事務所 2階会議室 TEL：972-0034

【記者の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症の状況次第で委嘱式及び説明会は、変更又は中止になる場合があります。

取材を希望される記者の皆様は4月6日(火)17:00までに以下の問い合わせ先まで連絡をお願いします。

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No.1.南海トラフ地震を始めとする大規模地震災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」に該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局松山河川国道事務所河川管理課

副所長（河川）：笠井 博之（内線：204）

◎ 河川管理課長：浅田 聖一（内線：331）

重信川出張所長：山本 尚（内線：6121）

代表 089-972-0034

直通 089-972-0270

FAX 089-972-8105

◎：主な問い合わせ先

令和3年度重信川・石手川

河川愛護モニター委嘱式及び説明会 次第

開催日時 令和2年 4月8日(木) 10時～

開催場所 松山河川国道事務所 2階会議室

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 開会 | 10:00 |
| 2. 事務所長挨拶 | 10:00～10:05 |
| 3. 出席者自己紹介 | 10:05～10:10 |
| 4. 委嘱式 | 10:10～10:15 |
| 5. 説明会 | 10:15～11:00 |
| 6. 質疑応答 | 11:00～11:15 |
| 7. 閉会 | 11:15 |

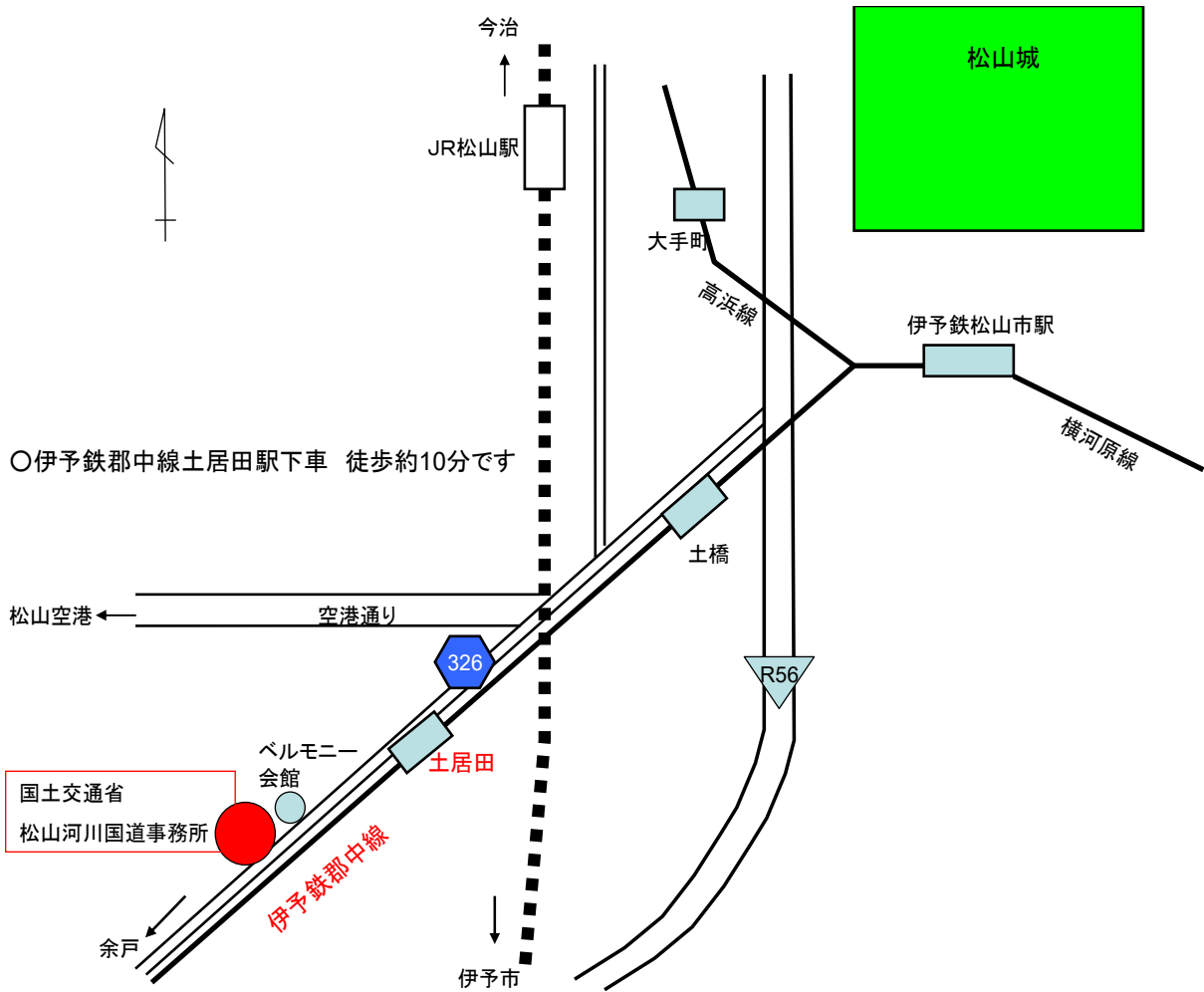


河川愛護モニタ一委嘱式



河川愛護モニタ一説明会

松山河川国道事務所（委嘱式会場）の場所



河川愛護モニターの活動



事務所長より委嘱状を受け取ります。



河川の概要やモニター心得についての説明を聞きます。



普段のモニター活動に加えて、職員とともに安全利用点検を行います。(年に1~2回)



途中で意見交換会を行います。(年に1回)



重信川クリーン大作戦にご案内します。(年に2回)

1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものです。（定期的に河川を巡視し、あるいはゴミ投棄等の不法行為者に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。）

活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（月に1回の定期と随時）することが主です。

- ①近隣の方々から河川利用や河川の状況に関し、特段の要望を受けた場合
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を発見した場合
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤河川管理者の招集によるモニター会議（意見交換会）への参加

また、上記の活動に加え、河川愛護月間中などには河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めて頂きます。（余暇時間等で対応出来る範囲です）

2. 応募資格

重信川及び石手川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1の活動内容を積極的に実行出来る満20歳以上の方で、重信川及び石手川の活動範囲の近隣に居住する方（重信川及び石手川よりおおむね5km程度）

3. 委嘱方法と任期

重信川・石手川河川愛護モニターは、松山河川国道事務所長より委嘱させていただきます。

任期は、原則として令和3年度の1年間です。

ただし、活動状況及びモニターの名称を利用して、不当行為を行った場合等には、事務所長の判断で途中解任する場合があります。

4. 募集人数

各活動範囲毎に1名

5. 手当

月額 2,800円 ※金額は、令和2年度の額であり、変わる場合があります。

6. 選考方法

- ①所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参画している方を優先とし、年齢や居住地域等を総合的に勘案して選考させていただきます。
選考は、松山河川国道事務所（に設ける選考委員会）により実施致します。
- ②所要の人数の応募がない場合には、松山河川国道事務所長が選任します。
- ③選考結果については、3月下旬に採用者にのみ連絡致します。

7. 応募方法

下記の項目を記入し、官製はがき、封書、FAXまたは電子メールにて下記の必要事項を記載の上ご応募下さい。**応募の締め切りは、令和3年2月26日（金）17時必着**です。

※応募用紙の返却はできません。

- ①住所 ②氏名（フリガナ） ③年齢 ④性別 ⑤電話番号 ⑥職業 ⑦所属する団体等があればその組織名と役職等
- ⑧自治会等の地域と密着した活動経験⑨活動範囲の希望（第1希望、第2希望まで）
- ⑩募集情報入手先 ⑪200字程度で応募理由や重信川への意見・提言等をまとめたもの

応募先：国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 重信川出張所
〒791-1113 松山市森松町 454-47
TEL 089 (958) 8215 FAX 089 (958) 8225
E-mail : skr-matuya80@mlit.go.jp